

一、二十一名の解雇者に認むるに、  
 二、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 三、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 四、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 五、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 六、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 七、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 八、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 九、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 十、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 十一、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 十二、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 十三、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 十四、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 十五、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 十六、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 十七、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 十八、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 十九、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 二十、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 二十一、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 二十二、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 二十三、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 二十四、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 二十五、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 二十六、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 二十七、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 二十八、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 二十九、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 三十、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 三十一、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 三十二、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 三十三、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 三十四、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 三十五、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 三十六、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 三十七、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 三十八、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 三十九、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 四十、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 四十一、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 四十二、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 四十三、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 四十四、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 四十五、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 四十六、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 四十七、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 四十八、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 四十九、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 五十、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 五十一、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 五十二、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 五十三、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 五十四、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 五十五、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 五十六、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 五十七、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 五十八、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 五十九、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 六十、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 六十一、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 六十二、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 六十三、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 六十四、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 六十五、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 六十六、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 六十七、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 六十八、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 六十九、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 七十、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 七十一、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 七十二、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 七十三、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 七十四、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 七十五、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 七十六、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 七十七、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 七十八、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 七十九、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 八十、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 八十一、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 八十二、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 八十三、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 八十四、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 八十五、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 八十六、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 八十七、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 八十八、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 八十九、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 九十、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 九十一、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 九十二、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 九十三、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 九十四、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 九十五、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 九十六、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 九十七、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 九十八、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 九十九、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 一百、全社に前項の解雇者に認むるに、  
 以上

解決条件

日本労働者同盟神奈川石油労働組合



労務第六五七七號

昭和二年十月五日



警視總監 宮田光雄

内務大臣 鈴木喜三郎殿  
 社會 局長 官殿

明治製糖株式會社職工解雇ニ關スル件 (第三報)

解雇問題ニ關シテハ未ダ具體的ノ交渉ニ入ラズ  
 本會社好意ヲ蒙リタル明治製糖自由團ノ會社ニ對シテ懸念甚大  
 本會社ハ工友會ヲ解散ス

一 労働者側

總同盟 明治製糖自由團 集所屬團ノ三派鼎立ノ形ナ  
 一

1.1.1.1